

静岡県告示第253号の20

静岡県男性育児休業長期取得応援手当支給要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県男性育児休業長期取得応援手当支給要綱

第1 目的

知事は、中小企業等に従事する県内在住の男性労働者の長期間の育児休業取得を促進し、共育てを推進するため、静岡県男性育児休業長期取得応援手当（以下「手当」という。）を予算の範囲内において支給することとし、その支給に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「育児休業」とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1項に規定する休業（出生時育児休業を含む。）をいう。
- (2) この要綱において「男性労働者」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者のうち男性である者をいう。
- (3) この要綱において「中小企業等」とは、常時雇用する従業員数が申請日時点で300人以下の法人又は個人をいう。

第3 支給の対象

手当の支給を受けることのできる者は、次の(1)から(3)をすべて満たす男性労働者とする。

- (1) 静岡県内に住所を有すること。
- (2) 中小企業等に勤務していること。
- (3) 雇用保険被保険者であること。

第4 支給の要件

子の誕生日又は出産予定日のうちいずれか早い日から、子の誕生日又は出産予定日のうちいずれか遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間内に育児休業を開始し、当該育児休業の日数（当該期間内に育児休業を分割して取得した場合、当該期間内に分割して取得を開始した育児休業の日数を含む。）が通算29日以上であること。

第5 支給額

支給額は、申請者の賃金日額に、申請する年度の第4の要件に該当する育児休業取得日数から28日を控除した日数及び100分の13を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、男性労働者1人につき5万円を上限として支給するものとする。なお、手当の支給対象とする育児休業取得日数は、28日を上限とする。

第6 支給の申請

手当の支給を受けようとする男性労働者（以下「申請者」という。）は、静岡県男性育児休業長期取得応援手当支給申請書兼請求書（様式第1号）、育児休業取得（見込）証明書（様式第2号）、その他知事が必要と認める書類を別に定める日までに県へ提出するものとする。

第7 支給の決定等

- (1) 知事は、申請書類を受理した場合はその内容を審査し、手当を支給すべきものと認めるときは、静岡県男性育児休業長期取得応援手当支給決定兼確定通知書（様式第4号）により支給の決定及び確定を申請者に通知するものとする。なお、申請時に支給額が確定しない場合は、静岡県男性育児休業長期取得応援手当実績報告書兼請求書（様式第3号）を別に定める日までに提出し、審査の上、支給額が確定したことをもって支給の確定を申請者に通知するものとする。
- (2) 前号により支給の確定を通知後、手当を支給すべきものと認められた申請者が指定する銀行等口座へ支給額を入金する。
- (3) 第1項の審査の結果、手当を支給すべきでないと認められたときは、静岡県男性育児休業長期取得応援手当不支給決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

第8 決定の取消し等

知事は、手当の支給をした場合において、申請者が次に掲げる各項のいずれかに該当するときは、支給の決定を取消し、返還を命ずることができる。

- (1) 申請の取下げがあった場合
- (2) 本要綱に違反した場合
- (3) 錯誤、虚偽又は不正の手段をもって手当の支給を受けた場合
- (4) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、手当を支給することが適当でないと認められた場合

第9 調査

- (1) 知事は、手当の支給に関し、必要な調査を行うことができる。
- (2) 手当の支給を受けようとする申請者又は支給を受けた申請者は、前項の調査に協力しなければならない。

第10 雑則

この要綱に定めるもののほか、手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。